

教育委員会臨時会議事日程

令和6年3月15日(金) 午前10時00分

1 一般報告・その他報告事項

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

2 審議案件

教委第59号議案 横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する
規程の全部改正について

教委第60号議案 横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の
一部改正について

教委第61号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

教委第62号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第63号議案 訴訟に関する教育長臨時代理について

3 報告案件

教委報第5号 訴訟に関する臨時代理報告について

教委報第6号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

4 その他

令和6年3月15日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 3/12 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託
- 3/14 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

2 市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

3 その他

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる
重大事態の調査結果について（報告）

横浜市いじめ問題専門委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告します。

■報告件数

1件

※29年12月15日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する1件の調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

| 調査主体 | 校種 | 調査中 | 調査終了 |
|----------------------|--------|-------|-------|
| 学校（専門的知識を有する第三者を加える） | 小学校 | 3 | 6 |
| | 中学校 | 1 | 6 |
| | 高校 | 0 | 0 |
| | 特別支援学校 | 0 | 0 |
| 教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会） | 小学校 | 5 | 9 |
| | 中学校 | 2→1 | 2→3 |
| | 高校 | 1 | 0 |
| | 特別支援学校 | 0 | 0 |
| 合計 | | 12→11 | 23→24 |

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

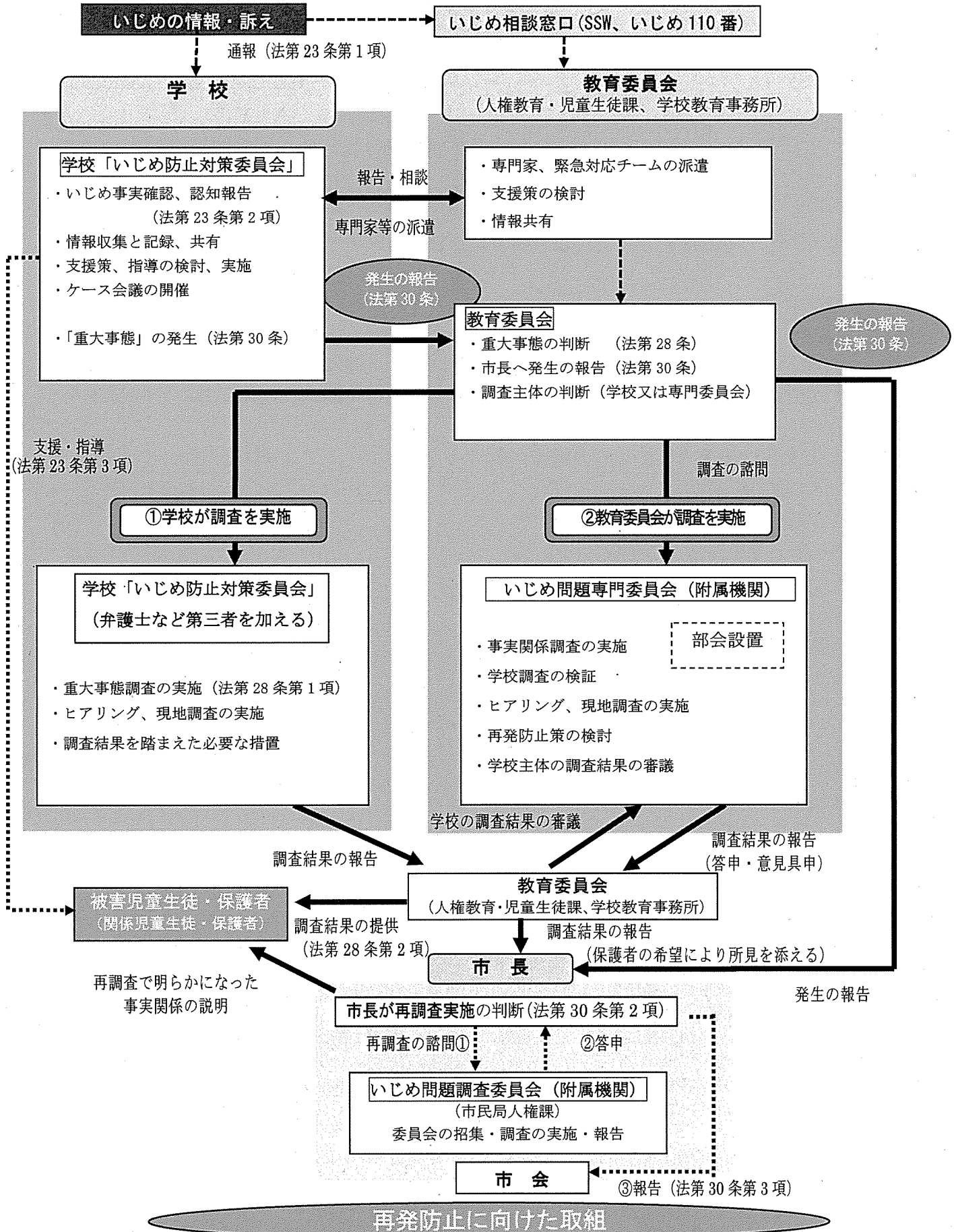
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●



いじめ重大事態の調査結果について

調査の目的

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条に規定する「重大事態」が発生した場合の調査等を行うため、教育委員会の附属機関として「横浜市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）が設置され、教育委員会の諮問に対し、専門委員会が重大事態に係る調査を進め、その結果が教育委員会に対し答申されます。

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種事案の再発防止を目的とするものです（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月文部科学省、2ページ）。

事案概要

横浜市立中学校2年生の女子生徒が令和2年3月に自殺で亡くなりました。

同年4月から「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（文部科学省）に基づく基本調査（自死に至る背景調査として、学校の記録の整理や教職員の聴き取りを行うもの）、同年7月から詳細調査（外部専門家による、より詳細な調査）を開始した後、同年10月から本調査は法に基づくいじめ重大事態調査に相当することとなりました。

【中学2年時（令和元年度）の経過】

6月 5月中旬より次第に部活動を休みがちになり、6月には退部

7月 4月に自己紹介カードに記載したニックネーム（インターネット上の彼氏からつけてもらったもの）のことで男子生徒複数名にからかわれたが、担任が指導した。体育の球技の授業中、特定の生徒から不快な言動がなされたことの訴え。

夏季休業中 生徒aによるLINEブロック（詳細は調査結果の【いじめと認定された行為】に記載）

10月 体育の球技の授業において、グループでうまくいかないこと、本件生徒が下手であること、本件生徒が失敗したときに「またかよ」という雰囲気を感じるとの相談があり、担任が男子生徒を指導した。

担任が保護者等と面談し、クラス替えの要望があったが、年度途中のクラス替えは難しいと回答し、3つの選択肢を提示した。

①本件生徒が嫌な思いをしていることについて、クラス全体に伝える

②3年生のクラス替えで、本件生徒が苦手と感じている生徒と離すなどの配慮をすることが可能なので、3年生になるまで学校を休む

③別室登校も可能なので、午前中や午後だけでも、少しずつ登校する

その後、本件生徒及び保護者が選択したのは3年生に進級するまでの不登校であった。

2月 本件生徒が担任に伝えていた次年度のクラス編制について、一緒になりたくない生徒とは別にするが、一緒になりたい生徒bと一緒にになれるかどうかは今後の検討次第であるが、できるかどうか分からない旨伝えられた。

3月 修了式に出席し、担任から連絡票（成績票）を交付した。

3月（亡くなった日）保護者から連絡票をもらっていないとの連絡があり、担任は本件生徒に交付した旨を回答。その後、本件生徒から担任に連絡があり、担任が保護者とのやり取りを伝えたと、本件生徒は「えーっ」と言って、声の調子が急に落ち込んだような様子に

なった。

【2年次のクラス内等の状況】

- ・当初は生徒 a（1年同級、同じ部活）と親しかったが、間もなく疎遠になり、その後はクラス内には特別に親しい友人がおらず、クラス内では1年間を通して一人で過ごすことがほとんど。
- ・生徒 a を含む複数の部活動の部員との関係の悪化及び6月の退部により、クラスとは異なる従前からの人間関係の中で自分の存在を認めてもらえる「居場所」の一つを失った。
- ・インターネット上の彼氏とは冬頃までに「別れた」と推認されるものの、自殺直前の手帳にも同人に関する記述があり、本件生徒の心の支えになっていたことが容易に推察される。

調査結果

【いじめと自殺との関連性】

- ・法 28 条 1 項に定める「いじめにより」生命心身財産重大事態（1号）又は不登校（2号）が生じたといえるかどうかの判断は、民事・刑事上の責任追及の前提として決定される相当因果関係ではなく、事実的因果関係の有無の判断で足りると解される。
- ・この因果関係というのは、事実的因果関係というもので、事実として、いじめと自殺との間に因果の流れがあるということを意味する。これに対して、相当因果関係という概念があり、相当因果関係とは、本件生徒が自殺したことについていじめを行った生徒が法的責任を負うかどうか、ということであり、専門委員会は法的責任を判断するところではない。ここで論じられているのは事実的因果関係のことである。
- ・重大事態調査は、特に自殺事案においては、同種事案の再発防止を重要な目的の一つであることからすると、いじめやそれによって醸成されたと見られる心理状態が強く影響して本人が自殺を行ったであろうことが経験則上推認される場合は、いじめが自殺の要因であると評価し、いじめと自殺との事実的因果関係を認めるべきである。
- ・いじめと自殺との関連性については、①本件生徒が10月下旬以降不登校に至った要因は、本件生徒に対する継続的ないじめ及びこれによって醸成された本件生徒の孤立感であったこと、②不登校期間中において、本件生徒は、本件生徒に対していじめを行った生徒を含む複数名の生徒の名前を挙げて次年度のクラスで一緒になりたくないと述べていたこと、③本件生徒が3年生に進級する直前の3月に生徒 b とどうしても一緒のクラスになりたいと述べていたのは、次年度のクラスでの孤立を回避したいという切実な思いに基づくものであろうと推察されること、④本件生徒は、2月に自ら記載したノート（「遺書」）において、同学年の生徒によるいじめの存在が自殺の原因であると記し、学校のクラスにおけるひどい孤立感やクラスの生徒に対する強い怒りの気持ちを表出していること等からすれば、いじめやそれによって醸成されたと見られる孤立感が強く影響して本人が自殺を行ったといえることができる。したがって、本事案においては、本件生徒に対する継続的ないじめや、それによって醸成されたと見られる孤立感が強く影響して本人が自殺を行ったといえることができる。したがって、いじめが自殺の要因であると評価し、いじめと自殺との事実的因果関係を認めるべきである。

【いじめと認定された行為】

- ・からかいの行為
クラスメートの男子複数名と、たまに他の生徒複数名が加わり、ニックネームを用いてからかう行為、本件生徒がゴミを捨てに行くと「捨てに行きました」などと行動を実況したこと等
- ・生徒 a によるLINEのブロック

生徒 a は、担任の依頼を受けて、本件生徒と生徒 a とが分担して作業する件について、本件生徒にLINEで連絡したが、数日間「既読」がつかなかったため、疎遠になっていた本件生徒がブロックしていると思い込み、本件生徒をブロックした。

【学校・教育委員会の問題点】

1 学校及び教職員の対応（主なもの）

- ・ニックネームのからかいに関しては、7月の学校いじめ防止対策委員会で情報共有されていたにもかかわらず、いじめとして認知されなかった。
- ・いじめ認知は各学年の判断に委ねられていたため、令和元年度のいじめ認知報告書には、1年生の事案しか挙がっておらず、当時2年生だった本件生徒へのいじめは認知されていない。また、学校いじめ防止対策委員会は学年連絡会と兼ねて行われ、いじめだけでなく、不登校、発達の課題等、様々な問題を報告する場となっていた。
- ・担任は、いじめの相談を受け、翌日、一応の事実確認をしている。迅速に事実確認を行っている点、逐一、学年職員と情報共有を図りながら対応している点は、評価できる。
- ・担任は、ニックネームのからかいについて、複数の男子生徒を一度に集めて指導するなど、事実をしっかりと確認しないまま指導した。
- ・担任は、指導後にいじめが継続していないか、困ったことがないかなどについて、折を見て本件生徒に確認しており、本件生徒に寄り添った対応をしたといえる。
- ・体育の球技の授業の件について、本件生徒が名前を挙げた生徒の言い分を十分に聴取することなく事実があったことを前提として感情が先走った指導を行った。そのため、生徒にとって、納得感のない指導になっていた。
- ・本件生徒がクラス内で孤立している状況のもとで、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）につなげるなどして、本件生徒の気持ちに向き合う姿勢が必要だった。
- ・いじめの経過観察の問題では、本件生徒や保護者から7月に訴えがあり、その後10月にも保護者から訴えがあった。教員としては10月の時点で、本件生徒から直接話を聴いて事実確認をすべきであったが行っていない。事実調査をしていれば、その結果明らかになった事実関係を踏まえ、本件生徒に対する支援や関係する生徒やクラスメートに対する働きかけのあり方等について、組織的な検討を行い様々な方策が提案された可能性があるが、その機会を逸した。
- ・本事案において、学校側の対応は全体的に、いじめについて組織的対応が不十分である。
- ・不登校の生徒に対する関わりについて、不登校期間中は、孤立感や勉強の遅れ、進路に対する不安など、生徒の悩み・苦しみは大きく保護者も同様である。学校側としては、そのような不安を抱える生徒や保護者を支援すべく、もっと積極的に関わるべきであった。

2 本件生徒の自殺後の背景調査（基本調査）の評価（主なもの）

- ・いじめがあった当時、事実関係の一部が教員によって認識されていたにもかかわらず「学校いじめ防止対策委員会」においていじめの認知がなされていなかったことを踏まえ、学校教育事務所は「いじめ」の表記を残すことは相当でないと判断し、学校側が作成した案にはあった「いじめ」の表記を全て削除するよう指導している。
- ・本件生徒の自殺後に学校が行った「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく基本調査の問題点についてである。本件では基本調査が始まった4月上旬の時点で、遺族から校長に対し、いじめによる自殺ではないかとの訴えがあった。遺族からはこのように、当初から、本件生徒の自殺の背景にいじめがあるとの訴えがなされていた。

・背景調査の目的の1つには、遺族の事実に向き合いたいという希望に応えるということがある。背景調査の到達すべき目標は、一般的に、i) 何があったのか事実を明らかにする、ii) 自殺に至る過程をできる限り明らかにする、iii) 今後の再発防止への課題を考え、学校での自殺予防の取組の在り方を見直す、とされており、学校が行う基本調査では、自殺を行った後、それほど時間が経過していない段階で、学校がその時点で持っている情報や基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理することが求められる。学校が行う基本調査の目的・目標に照らして、学校側の対応を見ると、看過できない問題点がある。

(1) 生徒への聴き取りについて

① 自殺の事実を伝えて聴取するかを遺族に打診しなかった点の問題性

一般的には、生徒たちに対して、本件生徒の死因が自殺であることを伝えた方が、より多くの情報が集まることが期待でき、遺族にそのことを説明して、他の生徒に本件生徒の死が自殺であることを伝えるかどうかを遺族に選択していただくことが必要になる。しかし学校は、外部のスクールスーパーバイザーからのアドバイスを受けたにもかかわらず、しかも、遺族からは、いじめによる自殺であるとの訴えがなされていたにもかかわらず、遺族に対して、そのような選択肢を示すことはしなかった。

② 聴取の対象が5人と限定された点の問題性

教員が行った生徒からの聴き取りも、より多くの情報を獲得しようという姿勢が見られず、また、5人の生徒から聴き取りをただけだった。クラスメートや同じ部活動に所属していた生徒など、より多くの生徒から聴き取りを行えば、より多くの情報を得られる可能性があったし、アンケート調査など、より多くの生徒から情報を集めるための方法が検討されるべきであった。学校は、5名の生徒から聴取した際に名前が挙がった数少ない生徒に対してさえ追加して聴取することを行っていないため、本件生徒をめぐるさまざまな事実関係を可能な限り明らかにしようとする姿勢に欠けていたと評価せざるを得ない。

(2) 遺族への基本調査の報告について

基本調査の目的は、より多くの事実を集め、整理して、遺族に報告することであるにもかかわらず、遺族に報告する目的を、「学校が、本件生徒をしっかりと見守っていたことが遺族に伝わること」であるというふうに設定した学校教育事務所の方針は、基本調査の目的を逸脱し、誤っているというほかない。

結局、最終報告の内容は、事実についての調査報告を待っていた遺族の意向と相反するものとなった。そして、「いじめ」の文言を削除したことにより、学校教育事務所にその意図がなかったとしても、学校がいじめの事実に向き合っていない印象を与え、遺族がそのような学校の姿勢に対して不信を抱いたとしても不思議ではない。

さらに、人権教育・児童生徒課においても、学校教育事務所の方針の問題性に気付かず、是正できなかった点は、専門委員会の事務局を担う部署であり、いじめ事案への対応について専門的知見を有してはいるべきであるだけに誠に残念である。

再発防止策

1 いじめの事実確認の必要性和それを可能にするための方策

事実確認は、いじめの全容解明のために行うものであるという目的のもと、いじめの疑いが生じた場合、まず学校いじめ防止対策委員会に事案を報告し、組織的に事実確認の方法を検討する。また、聴取結果をもとに事実関係について検討し、記録化を行い、学校いじめ防止対策委員会へ報

告する。その後、同組織でいじめを認知した場合には、事案ごとに記録をファイリングする。

2 いじめの認知の重要性とそれらを可能にするための方策

法に定める「いじめ」の中には、実際には教職員が介入する必要性が乏しい、又は介入することが相当でないと判断されるものから、教職員が積極的かつ組織的に介入して対応すべきものまで千差万別で、いじめの認知は広範な「いじめ」の中から教職員が積極的かつ組織的に介入すべき状況にあるものを適切に拾い上げ、教職員による組織的かつ継続的なモニタリングを行うことを宣言することである。

その絞り込みの過程が、担任教諭等個々の教員の判断に委ねられ、学校いじめ防止対策委員会における多角的視点（教員のみならずＳＣや養護教諭の視点も重要になる。）からの集団的討議を経ていないことが少なくなく、そうすると、重要な案件がこぼれ落ちてしまう懸念がある。

いじめの認知は、背景事実等の調査も踏まえた価値的判断であり、各教職員の経験値、専門性等を踏まえた多角的視点による検討が必要であることから、一部の教職員に委ねるのではなく、学校全体として組織的に行うことが求められるのである。

その方策として、全教職員に定型的な報告シートを用いて必ず報告を求めることを提言する。

3 いじめを受けた子どもと保護者への支援の充実化

いじめを受けた子どもの心情を理解することが不可欠で、いじめがストレスとなり、子どもの心身に影響を与えるその仕組みについて理解することが重要である。学校は、ストレス状態にある子どもを把握した時には、まずは養護教諭やＳＣと連携して教育相談を行い、そして保護者に家庭での様子を聴くなど保護者との連携も進める。

中学校では心身のストレス反応が顕著な場合において学習面の問題を抱えがちである。いじめによって自責感が生じ、自己評価が下がっているところに、さらに成績が落ちていくことは耐え難いことと思われる。子ども一人で成績が下がることを抱えないためにも成績開示の際には、事前に保護者に対し成績が下がることの実態と記載の仕方に工夫ができることを伝える。同時に、子どもにも保護者にも、成績票が高校進学にどのように用いられるかについて説明するとともに、進学には様々な選択があることを個別に説明することが必要である。

次年度に向けてのクラス分けの作業は各学校で工夫して行われているところであるが、子どもの回復を促進するという目的において配慮することが望ましい。要望を聞きつつも、最終的には学校が他の子どもとの人間関係を考慮し総合的に判断をしていく。学校は、新たな環境で周囲とのつながりをより回復できるように、子どもの社会的スキル横浜プログラムなどを活用し、客観的な指標を用いて子どもの心情の理解に努め、様々な機会を工夫して仲間づくりを進めることが必要である。

4 不登校の子ども及び保護者に対する支援の充実化

「学校に行けるか行かないか」に関心が焦点化し、本人の事情や心情は「不登校の原因」の範ちゅうでのみ関心が払われることが少なくない。

不登校の生徒への支援のあり方は、不登校を類型化するようなパッケージ化した支援ではなく、その子どもがどのような環境に置かれているのか、どのような経緯や背景を持っているのか、どのような他者との関係を持つのか、どのような心情を抱えているのか、どのようにして時間を過ごしているのかなど、広範な領域についてのまなざしをもって、子どもが「安心できるように支援すること」が必要である。教職員がその心情に着目できるスキルの涵養のためには事例検討会を定期に実施し、質疑応答や討論等を通じて着目の視点に気付いていくことが重要である。

5 基本調査について

特に自殺した児童等の保護者からいじめの疑いが指摘された場合においては、当該学校自身が主体的に調査を実施することについて、保護者と対立当事者的な立場にいるとみることもでき、学校として、第三者的な立場で調査を行うことを期待することができない構造になっているのではないかと、との疑問を呈さざるを得ないのである。また、現実問題として、教育委員会（学校教育事務所）だけで、そのような構造的問題を解消するほどの指導的役割を期待することは困難であると思われる。児童等の自殺事案においては、弁護士、心理士等を、基本調査開始から終結に至るまで継続的に関与させる等、調査が第三者性を確保しつつ実施できる体制を準備すべきである。

6 事例検討と同種事案の再発防止に向けた具体的な取組

当該中学校及び教育委員会において、本報告書を用いた事例検討会を行って具体的な事実関係を振り返り、本専門委員会の評価・検証内容も踏まえながら、主体的に、同種事案の再発防止策を検討・実行し、また、その検討・実行した結果については、本専門委員会に報告していただきたい。

調査結果の公表等について

報告書は令和5年12月14日に確定。その後、第三者委員会より関係した生徒及び保護者^{※1}へ説明。教育委員会から教職員7名へ報告書を示し、それぞれの立場に応じて当時の状況の振り返りを実施^{※2}

※1) 関係した生徒の御家庭への説明

説明を受けた家庭は、いじめ（からかい等）がきっかけとなり本件生徒が孤立感を深め、自死という結果を招いたことを深く受け止め反省と謝罪の言葉を述べた。

※2) 各教職員とも自らの行為を深い反省の念で振り返り、組織的対応ができていなかったこと等で後悔の言葉を述べた。

横浜市教育委員会としての再発防止策（案）について

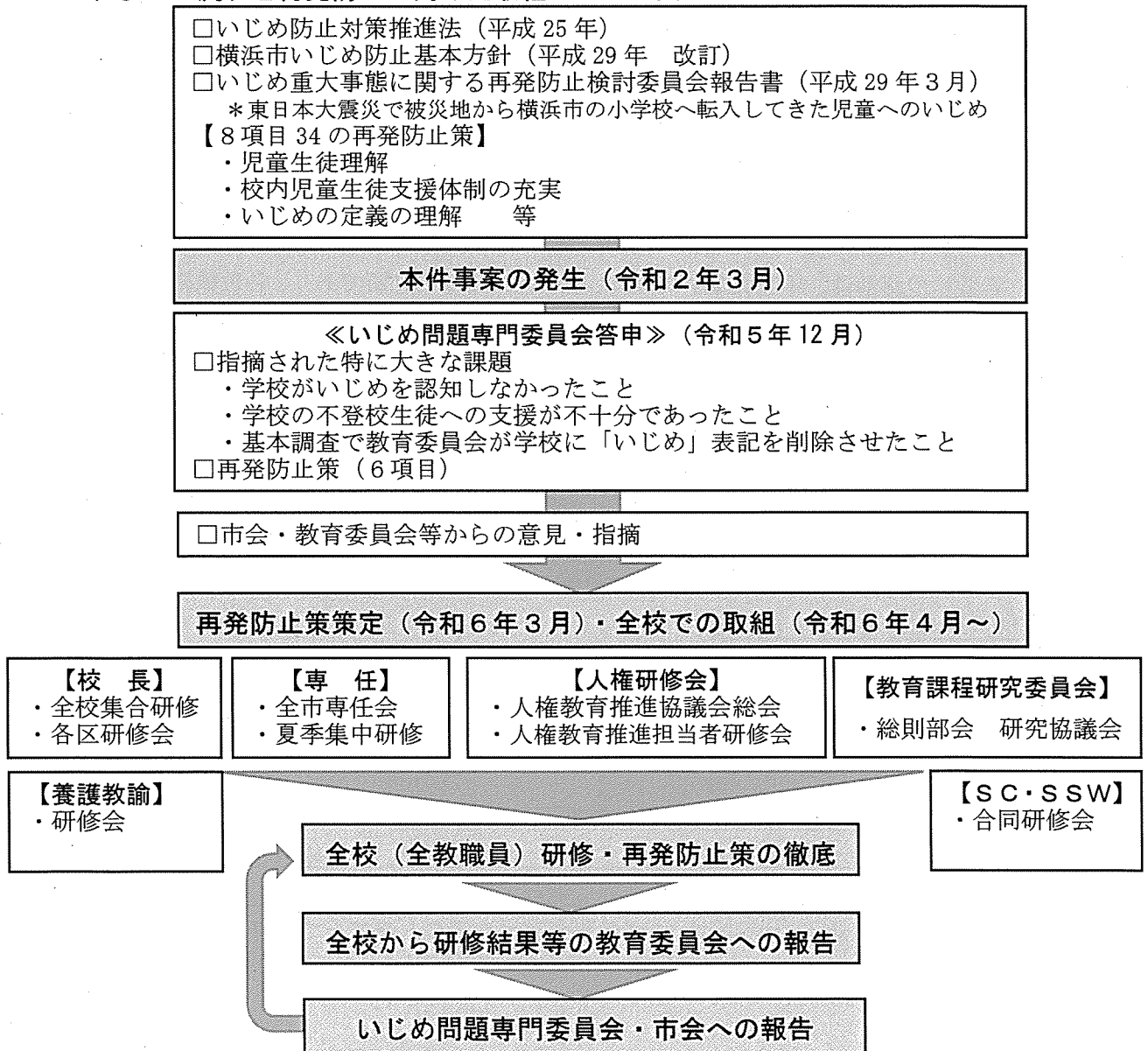
1 はじめに

横浜市では、平成 29 年 3 月に、東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転校してきた児童に対するいじめについて、「学校や教育委員会が十分な対応を行うことができなかった」との深い反省のもとに、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」を策定し、8 項目 34 の再発防止策について取組を進めてきました。しかし、報告書（公表版）で指摘された学校や教育委員会の課題は、この取組が徹底できていなかったことを鮮明に示しており、学校や教育委員会は真摯に反省するとともに、未然防止や再発防止の徹底に向け改めて強い覚悟をもって取り組む必要があります。

報告書（公表版）は、本事案の評価及び検証を行ったうえで、「同種事案の再発防止に向けて」の中で、「当該中学校及び教育委員会において、本報告書（公表版）を用いた事例検討会を行って具体的な事実関係を振り返り、本専門委員会の評価・検証内容も踏まえながら、主体的に、同種事案の再発防止策を検討・実行」し「本事案のような悲しい出来事が繰り返されないよう、具体的かつ実効的な提言が現場側からなされることを強く期待するものである。」と結んでいます。

いじめによって「かけがえのない命」が失われたことの重さを、横浜市の教育に携わる者すべてが肝に銘じて、報告書（公表版）に示された再発防止策を最大限尊重しながら、取組を進めていきます。

2 これまでの流れと再発防止に向けた取組のフロー図



3 報告書（公表版）で指摘されている再発防止策を踏まえて

(1) いじめの事実確認の必要性和それを可能にするための方策

事実確認は、いじめの全容解明のために行うものであるという目的のもと、いじめの疑いが生じた場合、まず学校いじめ防止対策委員会に事案を報告し、組織的に事実確認の方法を検討する。また、聴取結果をもとに事実関係について検討し、記録化を行い、学校いじめ防止対策委員会へ報告する。その後、同組織でいじめを認知した場合には、事案ごとに記録をファイリングする。

【あるべき事実確認を可能にするための方策】

- ・『いじめ』根絶！横浜メソッドを活用した専門教員（児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭）研修の徹底
- ・聴取事項や注意点をまとめた「ヒアリングシート」の活用推進
 - *リーフレット「いじめの『積極的認知』そして『その先』へⅡ」（通知：令和5年4月）

(2) いじめの認知の重要性和それらを可能にするための方策

法に定める「いじめ」の中には、実際には教職員が介入する必要性が乏しい、又は介入することが相当でないと判断されるものから、教職員が積極的かつ組織的に介入して対応すべきものまで千差万別で、いじめの認知は広範な「いじめ」の中から教職員が積極的かつ組織的に介入すべき状況にあるものを適切に拾い上げ、教職員による組織的かつ継続的なモニタリングを行うことである。

その絞り込みの過程が、担任教諭等個々の教員の判断に委ねられ、学校いじめ防止対策委員会における多角的視点（教員のみならずＳＣや養護教諭の視点も重要になる。）からの集团的討議を経ていないことが少なくなく、そうすると、重要な案件がこぼれ落ちてしまう懸念がある。

いじめの認知は、背景事実等の調査も踏まえた価値的判断であり、各教職員の経験値、専門性等を踏まえた多角的視点による検討が必要であることから、一部の教職員に委ねるのではなく、学校全体として組織的に行うことが必要で、その方策として、全教職員に定型的な報告シートを用いて報告させるものとする。

【いじめの認知を学校全体として組織的に行うための方策】

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を「既存の組織と兼ねず、別に置く」ことの徹底
 - *「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年）
- ・いじめ防止対策委員会の「会議録」の改定
 - *情報共有すべき事項についてこれまで以上に具体的に記載
- ・「いじめ認知報告書」の改定
 - *「会議録」との一体化を図る取組
- ・指導主事による「会議録」の確認と必要に応じた学校への指導・助言
- ・全教職員による定型的な報告書（公表版）を用いたいじめ報告の徹底

(3) いじめを受けた子ども及び保護者に対する支援の充実化

いじめを受けた子どもの心情を理解することが不可欠で、いじめがストレスとなり、子どもの心身に影響を与えるその仕組みについて理解することが重要である。学校は、ストレス状態にある子どもを把握した時には、まずは養護教諭やＳＣと連携して教育相談を行い、そして保護者に家庭での様子を聴くなど保護者との連携も進める。

中学校では心身のストレス反応が顕著な場合において学習面の問題を抱えがちである。いじめによって自責感が生じ、自己評価が下がっているところに、さらに成績が落ちていくことは耐え難いことと思われる。子ども一人で成績が下がることを抱えないためにも成績開示の際には、事前に保護者に対し成績が下がることの事実と記載の仕方に工夫ができることを伝える。同時に、子どもにも保護者にも、成績票が高校進学にどのように用いられるかについて説明するとともに、進学には様々な選択があることを個別に説明することが必要である。

次年度に向けてのクラス分けの作業は各学校で工夫して行われているところであるが、子どもの回復を促進するという目的において配慮することが望ましい。要望を聞きつつも、最終的には学校が他の子どもとの人間関係を考慮し総合的に判断をしていく。学校は、新たな環境で周囲とのつながりをより回復できるように、子どもの社会的スキル横浜プログラムなどを活用し、客観的な指標を用いて子どもの心情の理解に努め、様々な機会を工夫して仲間づくりを進めることが必要である。

【いじめを受けた子どもの心情を理解する取組等】

- ・児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり（未然防止の取組）
 - * 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を日々の授業や学校場面で活用
 - * 横浜こども会議の充実
 - * 発達支持的生徒指導の推進（「生徒指導提要」令和4年12月）
- 【解説】全ての児童生徒を対象に、すべての教育活動において進められる生徒指導の基本となるもの。児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立つ
- ・専門教員（児童支援専任教諭（小学校）・生徒指導専任教諭（中学校））への研修
 - * 「いじめを受けた子どもの心情を理解する取組」を推進
 - * いじめに関係した児童生徒の背景への理解促進
- ・養護教諭に対して、ストレス状態にある児童生徒への支援に関する理解促進
- ・SCやSSWが教職員に対して適切に助言できるようなSCやSSWへの研修
- ・不登校児童生徒の状況に応じて、家庭訪問や電話連絡等に加え、ICTを活用したオンライン授業やアットホームスタディ等で学習機会の提供
- ・不登校児童生徒の評価の仕方や成績票の渡し方の配慮等についての取組推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用した仲間づくりの推進（未然防止の取組）

（4）不登校の子ども及び保護者に対する支援の充実化

「学校に行けるか行かないか」に関心が焦点化し、本人の事情や心情は「不登校の原因」の範ちゅうでのみ関心が払われることが少なくない。

不登校の生徒への支援のあり方は、不登校を類型化するようなパッケージ化した支援ではなく、その子どもがどのような環境に置かれているのか、どのような経緯や背景を持っているのか、どのような他者との関係を持つのか、どのような心情を抱えているのか、どのようにして時間を過ごしているのかなど、広範な領域についてのまなざしをもって、子どもが「安心できるように支援すること」が必要である。教職員がその心情に着目できるスキルの涵養のためには事例検討会を定期に実施し、質疑応答や討論等を通じて着目の視点に気付いていくことが重要である。

【支援実現のための方策】

- ・夏季専任集中研修（全専任参加）で本事案を題材に個別ケースの事例検討会の実施
- ・人権担当者（全校担当者）研修での個別ケースの事例検討会の実施
- ・専任新任（約120名）研修での個別ケースの事例検討会の実施

(5) 生徒の自殺が発生した後の背景調査（基本調査）について

特に自殺した児童等の保護者からいじめの疑いが指摘された場合においては、当該学校自身が主体的に調査を実施することについて、保護者と対立当事者的な立場にいるとみることもでき、学校として、第三者的な立場で調査を行うことを期待することができない構造になっているのではないかと、との疑問を呈さざるを得ないのである。また、現実問題として、教育委員会（学校教育事務所）だけで、そのような構造的問題を解消するほどの指導的役割を期待することは困難であると思われる。児童等の自殺事案においては、弁護士、心理士等を、基本調査開始から終結に至るまで継続的に関与させる等、調査が第三者性を確保しつつ実施できる体制を準備すべきである。

【基本調査の実効性を高めるための方策】

- ・保護者からいじめの指摘を受けている場合や、いじめ認知がなされている場合は、学校は保護者と対立当事者的な立場になる可能性があるため、基本調査の段階から弁護士等の外部の専門家が調査に加わることが出来るような仕組みを構築

(6) 事例検討と同種事案の再発防止に向けた具体的な取組

当該中学校及び教育委員会において、本報告書（公表版）を用いた事例検討会を行って具体的な事実関係を振り返り、本専門委員会の評価・検証内容も踏まえながら、主体的に、同種事案の再発防止策を検討・実行し、また、その検討・実行した結果については、横浜市いじめ問題専門委員会に報告する。

【学校における同種事案の再発防止策を検討・実行】

①全校長対象の報告書（公表版）を活用した研修の実施（事例検討を含む）

- ・集合研修後、全校で校長による全教職員を対象とした校内研修の実施
- ・校内研修後、報告書（公表版）への理解確認のため、全教職員へのアンケート実施
- ・校内研修（全校）実施状況の教育委員会への報告
- ・校内研修（全校）実施状況を教育委員会から第三者委員会へ報告
- ・第三者委員会の見解を全校へフィードバック

②各区校長会での研修を実施（事例検討を含む）

- ・公表版及びリーフレットを活用した研修の実施
 - * 「いじめの『積極的認知』そして『その先』へⅢ」（令和6年4月 予定）
- ・SCやSSWの積極的な活用促進

③教育課程研究委員会（総則部会）での発信を通し、全教職員への報告書（公表版）の理解促進

④専門教員（児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭）への研修（令和6年度以降）

- ・『「いじめ」根絶！横浜メソッド』を活用した計画的研修の実施（再掲）
- ・『「いじめ」根絶！横浜メソッド』のデジタル版を作成し全教職員への活用促進
- ・夏季休業期間中の専任集中研修で本事案を題材（いじめ認知・不登校等）に研修を実施

⑤「不登校児童生徒支援の手引」改訂と学校への周知徹底

- ・不登校期間中の児童生徒への適切な支援や評価の付け方等について

⑥SCやSSWへの研修を通して、専門性の向上や積極的な学校への関わりを推進

【教育委員会における検証と再発防止策の検討・実行】

- ・基本調査で、学校に対して「いじめ」の表記を削除するよう指示した件の検証
- ・検証結果のいじめ問題専門委員会への報告

当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」
(URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>)に掲載
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、
掲載期間は6か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
(v 中学校) **【公表版】**

教委第59号議案

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の全部改正について

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

令和6年3月15日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

教育委員会の任命に係る一般職職員のうち横浜市立学校に勤務する者以外の職員について、勤務時間の割振り等を追加するため、横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の全部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（平成31年3月横浜市教育委員会達第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りに関する規則（平成31年3月横浜市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、勤務時間を割り振られる教育委員会の任命に係る一般職職員（横浜市立の学校に勤務する職員を除く。以下「教育委員会フレックスタイム制度勤務職員」という。）の勤務時間について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間等）

第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 別表第1

(2) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程（平成4年3月達第8号）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間当たりの勤務時間が31時間15分である職員 別表第2

2 教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の組別の割振りは、所属長が定める。

（委任）

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この達は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

（暫定再任用短時間勤務職員についてのフレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の適用に関する経過措置）

3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法

律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年9月横浜市条例第26号）附則第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条第1項第2号の規定を適用する。

別表第1（第2条第1項第1号）

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|---------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時から午後3時45分まで | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組 | 午前7時15分から午後4時まで | |
| 3組 | 午前7時30分から午後4時15分まで | |
| 4組 | 午前7時45分から午後4時30分まで | |
| 5組 | 午前8時から午後4時45分まで | |
| 6組 | 午前8時15分から午後5時まで | |
| 7組 | 午前8時45分から午後5時30分まで | |
| 8組 | 午前9時から午後5時45分まで | |
| 9組 | 午前9時15分から午後6時まで | |
| 10組 | 午前9時30分から午後6時15分まで | |
| 11組 | 午前9時45分から午後6時30分まで | |
| 12組 | 午前10時から午後6時45分まで | |
| 13組 | 午前10時15分から午後7時まで | |
| 14組 | 午前10時45分から午後7時30分まで | |

| | | | |
|-----|-----|-----|-----------------------------|
| 15組 | | | 午前 11 時 15 分から午後 8 時まで |
| 16組 | | | 午前 11 時 45 分から午後 8 時 30 分まで |
| 17組 | | | 午後 零 時 15 分から午後 9 時まで |
| 18組 | (1) | ア | 午前 7 時から午後 5 時 30 分まで |
| | | イ | 午前 7 時 30 分から午後 6 時まで |
| | | ウ | 午前 8 時から午後 6 時 30 分まで |
| | | エ | 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで |
| | | オ | 午前 9 時から午後 7 時 30 分まで |
| | | カ | 午前 9 時 30 分から午後 8 時まで |
| | | キ | 午前 10 時から午後 8 時 30 分まで |
| | (2) | ア | 午前 8 時から午後 3 時まで |
| | | イ | 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで |
| | | ウ | 午前 9 時から午後 4 時まで |
| | | エ | 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで |
| | | オ | 午前 10 時から午後 5 時まで |
| | 19組 | (1) | ア |

| | | | |
|--|-----|---|----------------------------|
| | | イ | 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで |
| | | ウ | 午前 8 時から午後 7 時 30 分まで |
| | | エ | 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで |
| | | オ | 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで |
| | | カ | 午前 9 時 30 分から午後 9 時まで |
| | (2) | ア | 午前 9 時から午後 3 時まで |
| | | イ | 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで |
| | | ウ | 午前 10 時から午後 4 時まで |

(備考)

- 13組から17組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。
- 18組及び19組は(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする。

別表第2 (第2条第1項第2号)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|----|----------------------------|--------------------|
| 1組 | 午前 7 時 45 分から午後 3 時まで | 勤務時間の途中に 1 時間を与える。 |
| 2組 | 午前 8 時から午後 3 時 15 分まで | |
| 3組 | 午前 8 時 15 分から午後 3 時 30 分まで | |
| 4組 | 午前 8 時 30 分から午後 3 時 45 分まで | |
| 5組 | 午前 8 時 45 分から午後 4 時まで | |

| | |
|------|----------------------------|
| 6 組 | 午前 9 時から午後 4 時 15 分まで |
| 7 組 | 午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分まで |
| 8 組 | 午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分まで |
| 9 組 | 午前 9 時 45 分から午後 5 時まで |
| 10 組 | 午前 10 時から午後 5 時 15 分まで |
| 11 組 | 午前 11 時 45 分から午後 7 時まで |
| 12 組 | 午後 零時 15 分から午後 7 時 30 分まで |
| 13 組 | 午後 零時 45 分から午後 8 時まで |
| 14 組 | 午後 1 時 15 分から午後 8 時 30 分まで |
| 15 組 | 午後 1 時 45 分から午後 9 時まで |

(備考)

11 組から 15 組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（平成31年教育委員会達第3号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>○横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程</p> <p>第1条（省略） （勤務時間等）</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、別表のとおりとする。</p> <p>2 教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の組別の割振りは、所属長が定める。</p> <p>（委任）</p> <p>第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> | <p>○横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程</p> <p>第1条（省略） （勤務時間等）</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 別表第1</u></p> <p><u>(2) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程(平成4年3月達第8号)</u></p> <p>第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員のうち、<u>1週間当たりの勤務時間が31時間15分である職員 別表第2</u></p> <p>2 教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の組別の割振りは、所属長が定める。</p> <p>（委任）</p> <p>第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p><u>附 則（令和6年 月教委達第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この達は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（準備行為）</u></p> <p><u>2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。</u></p> |

【別記1 参照】

(備考)

- 1 12組、13組及び14組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。
- 2 15組及び16組は(1)及び(2)を一つの組合せとして割り振ることとする。

別表(第2条第1項)

【別記2 参照】

- 1 11組、12組及び13組は、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。
- 2 14組及び15組は、(1)及び(2)を一つの組合せとして割り振ることとする。

(新設)

(暫定再任用短時間勤務職員についてのフレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の適用に関する経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年9月横浜市条例第26号)附則第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条第1項第2号の規定を適用する。

【削除】

別表第1(第2条第1項)

【別記2 参照】

- 1 13組から17組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。
- 2 18組及び19組は(1)及び(2)のうち、一つずつ選択し、一つの組合せとして割り振ることとする。

別表第2(第2条第1項)

【別記3 参照】

(備考)

11組から15組までは、通常の勤務時間外に行わざるを得ない性質の業務に対応する場合に限り、割り振ることとする。

【別記1】

現行

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|--------|--------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時15分から午後4時まで | 勤務時間の途中で1時間を与える。 |
| 2組 | 午前7時30分から午後4時15分まで | |
| 3組 | 午前7時45分から午後4時30分まで | |
| 4組 | 午前8時から午後4時45分まで | |
| 5組 | 午前8時15分から午後5時まで | |
| 6組 | 午前8時45分から午後5時30分まで | |
| 7組 | 午前9時から午後5時45分まで | |
| 8組 | 午前9時15分から午後6時まで | |
| 9組 | 午前9時30分から午後6時15分まで | |
| 10組 | 午前9時45分から午後6時30分まで | |
| 11組 | 午前10時から午後6時45分まで | |
| 12組 | 午前10時15分から午後7時まで | |
| 13組 | 午前11時15分から午後8時まで | |
| 14組 | 午後零時15分から午後9時まで | |
| 15組(1) | 午前8時30分から午後7時まで | |
| 15組(2) | 午前9時から午後4時まで | |
| 16組(1) | 午前8時30分から午後8時まで | |

| | | |
|--------|---------------|--|
| 16組(2) | 午前10時から午後4時まで | |
|--------|---------------|--|

改正後（案）

削除

【別記2】

現行

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|--------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時15分から午後4時まで | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組 | 午前7時30分から午後4時15分まで | |
| 3組 | 午前7時45分から午後4時30分まで | |
| 4組 | 午前8時から午後4時45分まで | |
| 5組 | 午前8時45分から午後5時30分まで | |
| 6組 | 午前9時から午後5時45分まで | |
| 7組 | 午前9時15分から午後6時まで | |
| 8組 | 午前9時30分から午後6時15分まで | |
| 9組 | 午前9時45分から午後6時30分まで | |
| 10組 | 午前10時から午後6時45分まで | |
| 11組 | 午前10時15分から午後7時まで | |
| 12組 | 午前11時15分から午後8時まで | |

| | |
|--------|-----------------|
| 13組 | 午後零時15分から午後9時まで |
| 14組(1) | 午前8時30分から午後7時まで |
| 14組(2) | 午前9時から午後4時まで |
| 15組(1) | 午前8時30分から午後8時まで |
| 15組(2) | 午前10時から午後4時まで |

改正後(案)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|--------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時から午後3時45分まで | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組 | 午前7時15分から午後4時まで | |
| 3組 | 午前7時30分から午後4時15分まで | |
| 4組 | 午前7時45分から午後4時30分まで | |
| 5組 | 午前8時から午後4時45分まで | |
| 6組 | 午前8時15分から午後5時まで | |
| 7組 | 午前8時45分から午後5時30分まで | |
| 8組 | 午前9時から午後5時45分まで | |
| 9組 | 午前9時15分から午後6時まで | |
| 10組 | 午前9時30分から午後6時15分まで | |
| 11組 | 午前9時45分から午後6時30分まで | |
| 12組 | 午前10時から午後6時45分まで | |

| | | | | |
|-----|-----|-----|---------------------|-----------------|
| 13組 | | | 午前10時15分から午後7時まで | |
| 14組 | | | 午前10時45分から午後7時30分まで | |
| 15組 | | | 午前11時15分から午後8時まで | |
| 16組 | | | 午前11時45分から午後8時30分まで | |
| 17組 | | | 午後零時15分から午後9時まで | |
| 18組 | (1) | ア | 午前7時から午後5時30分まで | |
| | | イ | 午前7時30分から午後6時まで | |
| | | ウ | 午前8時から午後6時30分まで | |
| | | エ | 午前8時30分から午後7時まで | |
| | | オ | 午前9時から午後7時30分まで | |
| | | カ | 午前9時30分から午後8時まで | |
| | | キ | 午前10時から午後8時30分まで | |
| | (2) | ア | 午前8時から午後3時まで | |
| | | イ | 午前8時30分から午後3時30分まで | |
| | | ウ | 午前9時から午後4時まで | |
| | | エ | 午前9時30分から午後4時30分まで | |
| | | オ | 午前10時から午後5時まで | |
| | 19組 | (1) | ア | 午前7時から午後6時30分まで |
| | | | イ | 午前7時30分から午後7時まで |
| ウ | | | 午前8時から午後7時30分まで | |

| | | |
|--|-------|--------------------|
| | エ | 午前8時30分から午後8時まで |
| | オ | 午前9時から午後8時30分まで |
| | カ | 午前9時30分から午後8時まで |
| | (2) ア | 午前9時から午後3時まで |
| | イ | 午前9時30分から午後3時30分まで |
| | ウ | 午前10時から午後4時まで |

【別記3】

現行

(新設)

改正後 (案)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|----|--------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時45分から午後3時まで | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組 | 午前8時から午後3時15分まで | |
| 3組 | 午前8時15分から午後3時30分まで | |
| 4組 | 午前8時30分から午後3時45分まで | |
| 5組 | 午前8時45分から午後4時まで | |
| 6組 | 午前9時から午後4時15分まで | |
| 7組 | 午前9時15分から午後4時30分まで | |

| | |
|-----|--------------------|
| 8組 | 午前9時30分から午後4時45分まで |
| 9組 | 午前9時45分から午後5時まで |
| 10組 | 午前10時から午後5時15分まで |
| 11組 | 午前11時45分から午後7時まで |
| 12組 | 午後零時15分から午後7時30分まで |
| 13組 | 午後零時45分から午後8時まで |
| 14組 | 午後1時15分から午後8時30分まで |
| 15組 | 午後1時45分から午後9時まで |

横浜市教育委員会フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の改正について

1 改正の趣旨

事務局職員は平成31年度から本格運用を開始し、制度は浸透してまいりましたが、更なる制度の柔軟化に向けて、運用の一部変更を次のとおり実施します。

2 主な変更の内容

- (1) 現在の組別に加えて、「午前7時から午後3時45分まで」等の組別を追加します。
- (2) 短時間勤務職員（暫定再任用等）をフレックスタイム制度の対象者とします。

3 施行期日

令和6年4月1日

【参考】フレックスタイム利用実績（4月から翌年1月まで）

- ・令和5年度：約880名中の約160名（約18%）が利用
（令和4年度：約880名中の約140名（約16%）が利用）
- ・利用実績が多い時間帯：「午前8時00分から午後4時45分まで」が約22%
（令和5年度）
「午前9時00分から午後5時45分まで」が約20%
「午前8時45分から午後5時30分まで」が約17%
「午前7時30分から午後4時15分まで」が約16%

教委第 60 号議案

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する
規程の一部改正について

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部
を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 15 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市立学校に勤務する暫定再任用短時間勤務職員を含む定年前再任用短時間勤務職員を、新たに横浜市立学校フレックスタイム制度の対象とする等のため、横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する
 規程（令和3年3月横浜市教育委員会達第1号）の一部を次のよう
 に改正する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

第2条第1項を次のように改める。

規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別
 並びに休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それ
 ぞれ当該各号に定める表のとおりとする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員は、次の表の左欄に掲げる標準
 となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フ
 レックスタイム制度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げ
 る別表のとおりとする。

| | | |
|------------------------|---|----------|
| 午前8時から午前 8時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長 代理、副校長及び事務職員並び に学校用務員及び学校給食調理 員以外 | 別表 第1 |
| 午前8時から午前 8時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長 代理、副校長及び事務職員並び に学校用務員及び学校給食調理 員 | 別表 第2 |
| 午後零時30分から 午後1時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長 代理、副校長及び事務職員並び に学校用務員以外 | 別表 第3 |
| 午後零時30分から 午後1時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長 代理、副校長及び事務職員並び に学校用務員 | 別表 第4 |

- (2) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程（平成4年3月達
 第8号）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員
 のうち、1週間当たりの勤務時間が31時間15分である職員は、
 次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中
 欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の区分
 に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。

| | | |
|---------------------|--|----------|
| 午前8時から午前 8時30分まで | 高等学校に勤務する事務職員並 びに学校用務員及び学校給食調 理員以外 | 別表 第5 |
| 午前8時から午前 8時30分まで | 高等学校に勤務する事務職員並 びに学校用務員及び学校給食調 | 別表 第6 |

| | | |
|------------------------|-------------------------|------|
| | 理員 | |
| 午後零時30分から 午後1時30分まで | 高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員以外 | 別表第7 |
| 午後零時30分から 午後1時30分まで | 高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員 | 別表第8 |

別表第3及び別表第4の表を次のように改める。

別表第3（第2条第1項）

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|---------------------|----------------------|
| 1組 | 午前9時から午後5時30分まで | 勤務時間の途中に 45分を与える。 |
| 2組 | 午前9時15分から午後5時45分まで | |
| 3組 | 午前9時30分から午後6時まで | |
| 4組 | 午前9時45分から午後6時15分まで | |
| 5組 | 午前10時から午後6時30分まで | |
| 6組 | 午前10時15分から午後6時45分まで | |
| 7組 | 午前10時30分から午後7時まで | |
| 8組 | 午前10時45分から午後7時15分まで | |
| 9組 | 午前11時から午後7時30分まで | |
| 10組 | 午前11時15分から午後7時45分まで | |
| 11組 | 午前11時30分から午後午後8時まで | |
| 12組 | 午前11時45分から午後8時15分まで | |
| 13組 | 午後零時から午後8時30分まで | |
| 14組 | 午後零時15分から午後8時45分まで | |

別表第4（第2条第1項）

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|---------------------|----------------------|
| 1組 | 午前9時から午後5時45分まで | 勤務時間の途中に 1時間を与える。 |
| 2組 | 午前9時15分から午後6時まで | |
| 3組 | 午前9時30分から午後6時15分まで | |
| 4組 | 午前9時45分から午後6時30分まで | |
| 5組 | 午前10時から午後6時45分まで | |
| 6組 | 午前10時15分から午後7時まで | |
| 7組 | 午前10時30分から午後7時15分まで | |
| 8組 | 午前10時45分から午後7時30分まで | |
| 9組 | 午前11時から午後7時45分まで | |
| 10組 | 午前11時15分から午後8時まで | |
| 11組 | 午前11時30分から午後8時15分まで | |
| 12組 | 午前11時45分から午後8時30分まで | |
| 13組 | 午後零時から午後8時45分まで | |
| 14組 | 午後零時15分から午後9時まで | |

別表第4の表の次に次の4表を加える。

別表第5（第2条第1項）

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|--------------------|----------------------|
| 1組 | 午前7時から午後2時まで | 勤務時間の途中に 45分を与える。 |
| 2組 | 午前7時15分から午後2時15分まで | |
| 3組 | 午前7時30分から午後2時30分まで | |
| 4組 | 午前7時45分から午後2時45分まで | |
| 5組 | 午前8時から午後3時まで | |
| 6組 | 午前8時15分から午後3時15分まで | |
| 7組 | 午前8時30分から午後3時30分まで | |
| 8組 | 午前8時45分から午後3時45分まで | |
| 9組 | 午前9時から午後4時まで | |
| 10組 | 午前9時15分から午後4時15分まで | |
| 11組 | 午前9時30分から午後4時30分まで | |
| 12組 | 午前9時45分から午後4時45分まで | |
| 13組 | 午前10時から午後5時まで | |

別表第6（第2条第1項）

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|--------------------|----------------------|
| 1組 | 午前7時から午後2時15分まで | 勤務時間の途中に 1時間を与える。 |
| 2組 | 午前7時15分から午後2時30分まで | |
| 3組 | 午前7時30分から午後2時45分まで | |
| 4組 | 午前7時45分から午後3時まで | |
| 5組 | 午前8時から午後3時15分まで | |
| 6組 | 午前8時15分から午後3時30分まで | |
| 7組 | 午前8時30分から午後3時45分まで | |
| 8組 | 午前8時45分から午後4時まで | |
| 9組 | 午前9時から午後4時15分まで | |
| 10組 | 午前9時15分から午後4時30分まで | |
| 11組 | 午前9時30分から午後4時45分まで | |
| 12組 | 午前9時45分から午後5時まで | |
| 13組 | 午前10時から午後5時15分まで | |

別表第7（第2条第1項）

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|----|---------------------|----------------------|
| 1組 | 午前9時から午後4時まで | 勤務時間の途中に 45分を与える。 |
| 2組 | 午前9時15分から午後4時15分まで | |
| 3組 | 午前9時30分から午後4時30分まで | |
| 4組 | 午前9時45分から午後4時45分まで | |
| 5組 | 午前10時から午後5時まで | |
| 6組 | 午前10時15分から午後5時15分まで | |

| | |
|------|-----------------------------|
| 7 組 | 午前 10 時 30 分から午後 5 時 30 分まで |
| 8 組 | 午前 10 時 45 分から午後 5 時 45 分まで |
| 9 組 | 午前 11 時から午後 6 時まで |
| 10 組 | 午前 11 時 15 分から午後 6 時 15 分まで |
| 11 組 | 午前 11 時 30 分から午後 6 時 30 分まで |
| 12 組 | 午前 11 時 45 分から午後 6 時 45 分まで |
| 13 組 | 午後 零時から午後 7 時まで |
| 14 組 | 午後 零時 15 分から午後 7 時 15 分まで |

別表第 8 (第 2 条第 1 項)

| 組 別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|------|-----------------------------|-----------------------|
| 1 組 | 午前 9 時から午後 4 時 15 分まで | 勤務時間の途中に 1 時間を与える。 |
| 2 組 | 午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分まで | |
| 3 組 | 午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分まで | |
| 4 組 | 午前 9 時 45 分から午後 5 時まで | |
| 5 組 | 午前 10 時から午後 5 時 15 分まで | |
| 6 組 | 午前 10 時 15 分から午後 5 時 30 分まで | |
| 7 組 | 午前 10 時 30 分から午後 5 時 45 分まで | |
| 8 組 | 午前 10 時 45 分から午後 6 時まで | |
| 9 組 | 午前 11 時から午後 6 時 15 分まで | |
| 10 組 | 午前 11 時 15 分から午後 6 時 30 分まで | |
| 11 組 | 午前 11 時 30 分から午後 6 時 45 分まで | |
| 12 組 | 午前 11 時 45 分から午後 7 時まで | |
| 13 組 | 午後 零時から午後 7 時 15 分まで | |
| 14 組 | 午後 零時 15 分から午後 7 時 15 分まで | |

別表備考のうち、「別表第 1 及び別表第 2」を「別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 6」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

(暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の適用に関する経過措置)

- 3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号)附則第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員

とみなして、第2条第1項第2号の規定を適用する。

横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の 勤務時間に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

横浜市立学校の教職員を対象としたフレックスタイム制度^{※1}については、現在、対象者をフルタイム勤務職員のみとしています。来年度に向けて、次のとおり運用を一部変更します。

※1 学校長の判断により、勤務開始時刻をずらすことで、育児や介護などの事情を抱える職員も含め、すべての職員がいきいきと働き続けることのできる職場環境づくりを進めることを目的とした制度です。一日の勤務時間は変えずに、朝7時の勤務開始から15分単位で利用可能です。

2 主な改正の内容

- (1) 短時間勤務職員（暫定再任用^{※2}等）をフレックスタイム制度の対象者とします。
- (2) 定時制高校等の勤務時間について、現在の組別に加えて、「9時～17時30分」と「9時15分～17時45分」の組別を追加します。

※2 定年を段階的に引き上げているため、65歳となるまで再任用制度を暫定的に継続しています。

3 施行期日

令和6年4月1日

令和5年度 横浜市立学校フレックスタイム制度の利用状況

1 制度概要等

(1) 勤務時間

7:00始業(15:30終業)から10:00始業(18:30終業)の間で、15分刻みでずらした勤務時間とし、原則2日前までに学校長に申請

(2) 利用要件及び上限回数

| 利用要件 | 上限回数 |
|------------------------------|--|
| 子育て(小学生以下)、介護 | 月5回 ※8:00～8:30は上限なし、8:45～9:00は12回まで |
| 子育て(中学生)、通院、自己啓発、その他(長期休業期間) | 月5回 |
| 業務都合 | 上限なし |

※標準的な勤務時間：小学校 8:15～16:45、中学校 8:30～17:00、定時制 13:00～21:30

2 利用実績(令和5年度1月末時点) ※前年度同月までとの比較

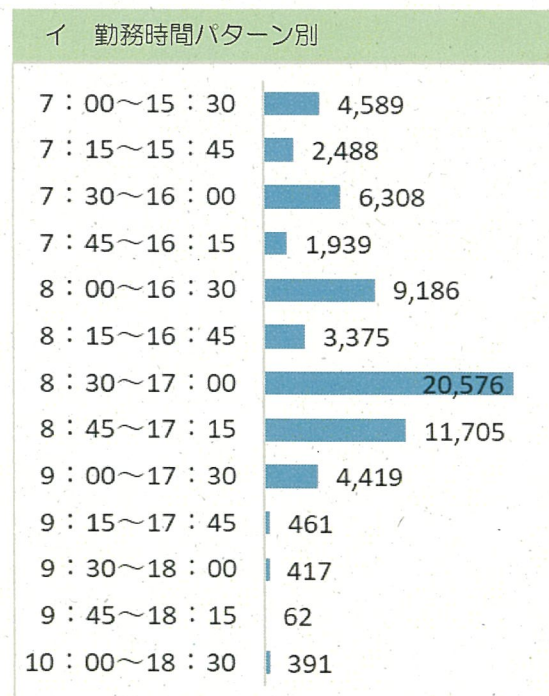
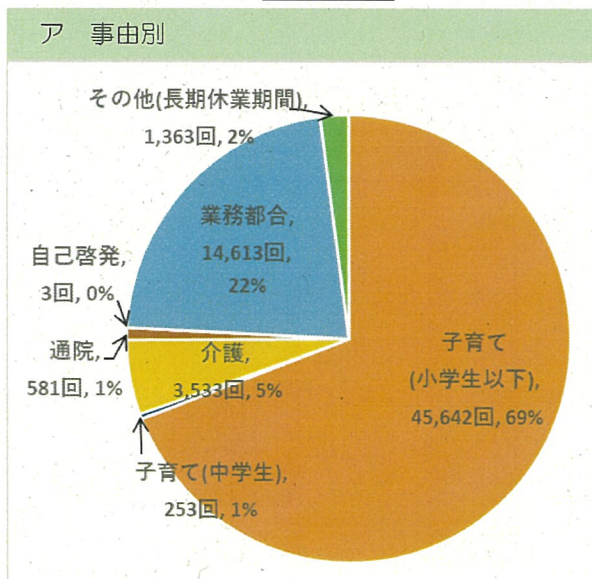
(1) 利用校数 **421校**

| | R5 | R4 |
|----|-----|-----|
| 全校 | 421 | 360 |

(2) 利用者実数 **1,493人**

| | R5 | R4 |
|----|-------|-------|
| 全校 | 1,493 | 1,092 |

(3) 延べ利用回数 **65,988回** ※令和4年度：57,975回



新旧対照表（横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程（抜粋））

| 現行 | | | 改正案 | | |
|---|---|------|--|---|------|
| <p>第1条（省略） （勤務時間等）</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、<u>次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。</u></p> | | | <p>第1条（省略） （勤務時間等）</p> <p>第2条 規則第3条第2項の規定に基づき定める勤務時間及びその組別並びに休憩時間は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 次号に掲げる職員以外の職員は、次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。</u></p> | | |
| 午前8時から午前8時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員以外 | 別表第1 | 午前8時から午前8時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員以外 | 別表第1 |
| 午前8時から午前8時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員 | 別表第2 | 午前8時から午前8時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員 | 別表第2 |
| 午後零時30分から午後1時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員以外 | 別表第3 | 午後零時30分から午後1時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員以外 | 別表第3 |
| 午後零時30分から午後1時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員 | 別表第4 | 午後零時30分から午後1時30分まで | 高等学校に勤務する校長、校長代理、副校長及び事務職員並びに学校用務員 | 別表第4 |
| <p><u>(新規)</u></p> | | | <p><u>(2) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程（平成4年3月達第8号）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間当たりの勤務時間が31時間15分である職員は、次の表の左欄に掲げる標準となる勤務の開始時間及び同表の中欄に掲げる横浜市立学校フレックスタイム制</u></p> | | |

度勤務職員の区分に対応する同表右欄に掲げる別表のとおりとする。

| | | |
|---------------------------------|---|--------------|
| <u>午前 8 時から午前 8 時 30 分まで</u> | <u>高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員以外</u> | <u>別表第 5</u> |
| <u>午前 8 時から午前 8 時 30 分まで</u> | <u>高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員及び学校給食調理員</u> | <u>別表第 6</u> |
| <u>午後零時 30 分から午後 1 時 30 分まで</u> | <u>高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員以外</u> | <u>別表第 7</u> |
| <u>午後零時 30 分から午後 1 時 30 分まで</u> | <u>高等学校に勤務する事務職員並びに学校用務員</u> | <u>別表第 8</u> |

第 3 条 (省略)

第 3 条 (省略)

(施行期日)

1 この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この達の施行に関し必要な行為は、この達の施行前においても行うことができる。

(暫定再任用短時間勤務職員についての横浜市立学校フレックスタイム制度勤務職員の勤務時間に関する規程の適用に関する経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4 年 9 月横浜市条例第 26 号)附則第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 2 条第 1 項第 2 号の規定を適用する。

【現行】

(別表第1及び別表第2省略)

別表第3 (第2条第1項)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|---------------------|------------------|
| 1組 | 午前9時30分から午後6時まで | 勤務時間の途中に45分を与える。 |
| 2組 | 午前9時45分から午後6時15分まで | |
| 3組 | 午前10時から午後6時30分まで | |
| 4組 | 午前10時15分から午後6時45分まで | |
| 5組 | 午前10時30分から午後7時まで | |
| 6組 | 午前10時45分から午後7時15分まで | |
| 7組 | 午前11時から午後7時30分まで | |
| 8組 | 午前11時15分から午後7時45分まで | |
| 9組 | 午前11時30分から午後午後8時まで | |
| 10組 | 午前11時45分から午後8時15分まで | |
| 11組 | 午後零時から午後8時30分まで | |
| 12組 | 午後零時15分から午後8時45分まで | |

別表第4 (第2条第1項)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|---------------------|------------------|
| 1組 | 午前9時30分から午後6時15分まで | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組 | 午前9時45分から午後6時30分まで | |
| 3組 | 午前10時から午後6時45分まで | |
| 4組 | 午前10時15分から午後7時まで | |
| 5組 | 午前10時30分から午後7時15分まで | |
| 6組 | 午前10時45分から午後7時30分まで | |
| 7組 | 午前11時から午後7時45分まで | |
| 8組 | 午前11時15分から午後8時まで | |
| 9組 | 午前11時30分から午後8時15分まで | |
| 10組 | 午前11時45分から午後8時30分まで | |
| 11組 | 午後零時から午後8時45分まで | |
| 12組 | 午後零時15分から午後9時まで | |

(備考)

規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、別表第1及び別表第2の5組、6組、7組、8組及び9組に限り、割り振ることとする。

【改正案】

(別表第1及び別表第2省略)

別表第3 (第2条第1項)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|------------|---------------------------|------------------|
| <u>1組</u> | <u>午前9時から午後5時30分まで</u> | 勤務時間の途中に45分を与える。 |
| <u>2組</u> | <u>午前9時15分から午後5時45分まで</u> | |
| <u>3組</u> | 午前9時30分から午後6時まで | |
| <u>4組</u> | 午前9時45分から午後6時15分まで | |
| <u>5組</u> | 午前10時から午後6時30分まで | |
| <u>6組</u> | 午前10時15分から午後6時45分まで | |
| <u>7組</u> | 午前10時30分から午後7時まで | |
| <u>8組</u> | 午前10時45分から午後7時15分まで | |
| <u>9組</u> | 午前11時から午後7時30分まで | |
| <u>10組</u> | 午前11時15分から午後7時45分まで | |
| <u>11組</u> | 午前11時30分から午後午後8時まで | |
| <u>12組</u> | 午前11時45分から午後8時15分まで | |
| <u>13組</u> | 午後零時から午後8時30分まで | |
| <u>14組</u> | 午後零時15分から午後8時45分まで | |

別表第4 (第2条第1項)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|------------|------------------------|------------------|
| <u>1組</u> | <u>午前9時から午後5時45分まで</u> | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| <u>2組</u> | <u>午前9時15分から午後6時まで</u> | |
| <u>3組</u> | 午前9時30分から午後6時15分まで | |
| <u>4組</u> | 午前9時45分から午後6時30分まで | |
| <u>5組</u> | 午前10時から午後6時45分まで | |
| <u>6組</u> | 午前10時15分から午後7時まで | |
| <u>7組</u> | 午前10時30分から午後7時15分まで | |
| <u>8組</u> | 午前10時45分から午後7時30分まで | |
| <u>9組</u> | 午前11時から午後7時45分まで | |
| <u>10組</u> | 午前11時15分から午後8時まで | |
| <u>11組</u> | 午前11時30分から午後8時15分まで | |
| <u>12組</u> | 午前11時45分から午後8時30分まで | |
| <u>13組</u> | 午後零時から午後8時45分まで | |
| <u>14組</u> | 午後零時15分から午後9時まで | |

別表第5 (第2条第1項)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|----|------|------|
|----|------|------|

| | | |
|-----|--------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時から午後2時まで | 勤務時間の途中に45分を与える。 |
| 2組 | 午前7時15分から午後2時15分まで | |
| 3組 | 午前7時30分から午後2時30分まで | |
| 4組 | 午前7時45分から午後2時45分まで | |
| 5組 | 午前8時から午後3時まで | |
| 6組 | 午前8時15分から午後3時15分まで | |
| 7組 | 午前8時30分から午後3時30分まで | |
| 8組 | 午前8時45分から午後3時45分まで | |
| 9組 | 午前9時から午後4時まで | |
| 10組 | 午前9時15分から午後4時15分まで | |
| 11組 | 午前9時30分から午後4時30分まで | |
| 12組 | 午前9時45分から午後4時45分まで | |
| 13組 | 午前10時から午後5時まで | |

別表第6 (第2条第1項)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|-----|--------------------|------------------|
| 1組 | 午前7時から午後2時15分まで | 勤務時間の途中に1時間を与える。 |
| 2組 | 午前7時15分から午後2時30分まで | |
| 3組 | 午前7時30分から午後2時45分まで | |
| 4組 | 午前7時45分から午後3時まで | |
| 5組 | 午前8時から午後3時15分まで | |
| 6組 | 午前8時15分から午後3時30分まで | |
| 7組 | 午前8時30分から午後3時45分まで | |
| 8組 | 午前8時45分から午後4時まで | |
| 9組 | 午前9時から午後4時15分まで | |
| 10組 | 午前9時15分から午後4時30分まで | |
| 11組 | 午前9時30分から午後4時45分まで | |
| 12組 | 午前9時45分から午後5時まで | |
| 13組 | 午前10時から午後5時15分まで | |

別表第7 (第2条第1項)

| 組別 | 勤務時間 | 休憩時間 |
|----|---------------------|------------------|
| 1組 | 午前9時から午後4時まで | 勤務時間の途中に45分を与える。 |
| 2組 | 午前9時15分から午後4時15分まで | |
| 3組 | 午前9時30分から午後4時30分まで | |
| 4組 | 午前9時45分から午後4時45分まで | |
| 5組 | 午前10時から午後5時まで | |
| 6組 | 午前10時15分から午後5時15分まで | |

| | |
|------------|----------------------------|
| <u>7組</u> | <u>午前10時30分から午後5時30分まで</u> |
| <u>8組</u> | <u>午前10時45分から午後5時45分まで</u> |
| <u>9組</u> | <u>午前11時から午後6時まで</u> |
| <u>10組</u> | <u>午前11時15分から午後6時15分まで</u> |
| <u>11組</u> | <u>午前11時30分から午後6時30分まで</u> |
| <u>12組</u> | <u>午前11時45分から午後6時45分まで</u> |
| <u>13組</u> | <u>午後零時から午後7時まで</u> |
| <u>14組</u> | <u>午後零時15分から午後7時15分まで</u> |

別表第8（第2条第1項）

| <u>組別</u> | <u>勤務時間</u> | <u>休憩時間</u> |
|------------|----------------------------|-------------------------|
| <u>1組</u> | <u>午前9時から午後4時15分まで</u> | <u>勤務時間の途中に1時間を与える。</u> |
| <u>2組</u> | <u>午前9時15分から午後4時30分まで</u> | |
| <u>3組</u> | <u>午前9時30分から午後4時45分まで</u> | |
| <u>4組</u> | <u>午前9時45分から午後5時まで</u> | |
| <u>5組</u> | <u>午前10時から午後5時15分まで</u> | |
| <u>6組</u> | <u>午前10時15分から午後5時30分まで</u> | |
| <u>7組</u> | <u>午前10時30分から午後5時45分まで</u> | |
| <u>8組</u> | <u>午前10時45分から午後6時まで</u> | |
| <u>9組</u> | <u>午前11時から午後6時15分まで</u> | |
| <u>10組</u> | <u>午前11時15分から午後6時30分まで</u> | |
| <u>11組</u> | <u>午前11時30分から午後6時45分まで</u> | |
| <u>12組</u> | <u>午前11時45分から午後7時まで</u> | |
| <u>13組</u> | <u>午後零時から午後7時15分まで</u> | |
| <u>14組</u> | <u>午後零時15分から午後7時15分まで</u> | |

(備考)

規則第6条第2号及び第3号の規定に基づく申告の場合は、別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6の5組、6組、7組、8組及び9組に限り、割り振ることとする。